

「(仮称) 秋田県由利本荘市沖洋上風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、秋田由利本荘洋上風力合同会社が、秋田県由利本荘市の地先の海域において、最大で総出力838, 200kWの洋上風力発電所を設置するものである。

本事業は、再生可能エネルギーの大量導入に資するものであり、地球温暖化対策の観点からは望ましいものである。

また、本事業の対象事業実施区域を含む秋田県由利本荘市沖（北側・南側）について、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づき、協議会が組織され、促進区域の指定等に関し協議が行われている。

一方、対象事業実施区域及びその周辺は、ハクチョウ類の渡り経路になっていると考えられることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響が懸念される。

また、環境影響評価の選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合等においては、環境への影響の重大性に応じ、事後調査の必要性を検討することとされているが、洋上風力発電事業は、国内での事例や環境影響評価手続の実績が少ないことから、事後調査を十分に実施し、本事業による環境影響を適切に把握することが重要である。

このため、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 事後調査等について

ア. 事後調査について、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による環境影響を適切に把握できるような調査方法、調査地点及び調査期間等を検討すること。また、評価書において、事後調査の検討過程を可能な限り具体的に記載すること。

イ. 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

ウ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

エ. 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(2) 累積的影響について

本事業の対象事業実施区域の周辺では、他事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続が終了若しくは手続中であることから、引き続き、可能な限り事業者間で協議・調整し、必要な情報を共有し、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

○鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺は、ハクチョウ類の渡り経路になっていると考えられることから、本事業の実施に伴う風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等の影響が懸念される。

このため、本事業の実施による影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

(1) 鳥類に係る環境影響の予測には不確実性を伴うことから、供用後のバードストライクの有無及び渡り鳥の移動経路に係る事後調査を適切に実施するとともに、渡り鳥等の鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 鳥類に係る事後調査は、渡り鳥の移動経路に係る調査のほか、カメラによるバードストライク調査を実施する計画としている。

バードストライク調査については、最新の知見及び専門家等の助言を踏まえ、本事業による影響が適切に把握できるよう更に検討すること。